

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成 25 年 12 月 20 日行政改革推進会議決定）において、「大学支援機能の強化と大学の質の向上という観点から、上記 2 法人を統合し、中期目標管理型の法人として位置づけることが適当である。」とされており、本決定を踏まえ、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」が平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定されている。また、統合時期については、「独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）において、平成 28 年 4 月 1 日と決定されたことを踏まえ、衆議院、参議院の国会審議を経て（独）大学評価・学位授与機構法の一部を改正し、平成 28 年より「大学改革支援・学位授与機構」が発足する。
	政策の達成目標	法人統合を行うことにより大学支援機能の強化が図られることを通じ、大学の質の向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税については措置済み
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	現在と同様の非課税措置を講ずることにより、独立行政法人としての公共性を維持した事業運営を行うことができる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	
<p>ページ</p>	<p>6—3</p>